

1・医療的ケアを支え「暮らしを継続」するための取り組みと挑戦

～職員全員が「認定特定行為業務従事者（第2号研修修了）」取得

を目指して～

2・所属先所在の市町村名：丹羽郡扶桑町

3・所属先等名称：株式会社安芳 有料老人ホーム 永遠の郷

4・役職・肩書き等：副施設長、看護師・介護支援専門員

5・発表者氏名：須田 敏枝

【はじめに】

この平成24年4月に「社会福祉士及び介護福祉士法」が改正され、介護職員等による喀痰吸引等の実施について制度化された。多くの介護事業所がこの合法的な介護職員等のケアの拡大に対し、「安心できる」「期待される」こととは裏腹に困惑を呈している事業所も多いと思われる。

多くの介護事業所でも医療的ケアを医療職だけで対応するのは困難な状況にあり、介護の現場ではより喫緊の課題となっている。

弊社でも例外ではなく、近隣の総合病院の在院日数も短日化しており、従来であれば医療的処置が必要で入院されていた方々も早々な退院を促がされている。また、病院も治療をする場としてそうでなくてはいけない状況である。

医療的ケアを必要としたときに住み慣れた場所での「暮らしの継続」ができなくなるのではないかと困惑されるご家族。又、入居相談でも医療的ニーズが必要になった時に受け入れてもらえる事業所、施設も少なく困惑しているご家族等の相談も多い。

弊社の「医療的ケアを支え「暮らしを継続」するための取り組みと挑戦」について発表する。

【取り組み】

「何らかの生活障害を抱える方が日常生活を営むうえで生じる医療的ニーズ」にどう答え、どう支えれば良いのか。

永く入居生活されている方々の人生の終末に医療的ケアが必要になった時に「ひとりの人間として尊厳ある暮らしの継続の保障」を考えなくてはならない。医療的ケアを必要とされる状況になられた時にやむなく転居先もみつからず入居の継続を懇願されるなど、これはご家族の背景・介護事業所の将来を考えた時に、このような状況を会社・職員全体を挙げて得策を考え、方針を固めずにはいられない状態となった。

制度改正と真摯に向き合い、時代の流れの中で、民間介護事業所の求められていること、

特定施設（介護付有料老人ホーム）としてのあり方、地域に足りない・必要とされている、社会資源は何かを考えた時に早急に「登録特定行為事業者」として整備していくことを方針として固めた。

その体制をいち早く整え、職員ほぼ全員が「認定特定行為従事者」として登録できることを目指すことを平成23年度の終わりに会社の方針、職員皆の目標とした。

しかし、H24年度、法整備されたものの早々なところでの「喀痰吸引等登録研修機関」の登録が県下でみられず、早急な「登録特定行為事業者」としての整備をするまでの計画が立てられない状況にあった。

その為、自社での「喀痰吸引登録研修機関」の立ち上げを考えた。

定員30人の特定施設入居者生活介護が1事業所という小規模な介護事業所。職員が一致団結しての取り組み・体制整備への取り組みが始まった。

小規模な介護事業所がこれを目標にしたときに職員がその方針を深く理解でき、協力的でないことには進めることはできない。事前に一人ひとりの職員と面談。その中でもほぼ全員の職員がその必要性も深く理解を示し、喫緊の課題である事も認識し、協力的な想いをそれぞれが口にしてくれた。

もともと日中のみの看護師配置ではあったが看護師配置を厚くしていたため、そのうちの二名の看護師で「喀痰吸引等登録研修機関」を立ち上げることにし、現場での入居者への支援や職員統率等の傍ら申請の為の準備を夜間・休日を含め準備。何度か来庁、県のご担当者の方々にもご相談、指導を仰ぎながら平成24年8月中旬に「喀痰吸引等登録研修機関（第2号研修）」の登録が通知され、第1クール目の喀痰吸引等登録機関「カレッジ花梨」として開講を迎えることができた。

まずは、第1クール目は職員6名、外部研修生2名を含めて開始。その間、現場でご入居者の暮らしを支える支援は残る職員で支障がなく勤務を組めるギリギリの人数であった。（職員比率 1.7:1）1人でも開講予定日に私事で休み希望等を出すと勤務や受講に支障をきたす状況もあった為、1クール目4ヶ月に渡り9日間。2クール目も4ヶ月、9日間の開講日には出勤若しくは、受講者、指導看護師として講師と其々が、私事を入れないよう協力を仰ぎ、職員全員がこの講義を終えるまで協力連携していった。

受講日数の半分を日勤保証するとともに半分は休みや有給を利用しての受講の条件も皆快諾、理解しすすめてくれた為、勤務に支障が出る事もなかった。

これはやはりこの仕事に携わる職員皆同じ思いで医療的ケアのサービス拡大を目指すとともに述べ21名の職員（看護師含む）の協力と想い、使命感が交錯した賜物である。この志に自社ながら大変な感動を覚えた。

今後は「登録特定行為事業者」であるからこそ、医療的ケアを必要とする方に少しでも今ある能力^{ちから}を活かし自然な喀痰方法を見出したり、経管栄養を必要としている方でも可能性がある限り味覚を味わい、唾液の分泌も促し気持ちの良い口腔内環境を整えていくことへの支援方法等益々も深めていきたいと思う。

【結果】

医療的ケアへの体制も整い「登録特定行為事業者」として、この3月末には介護職員延べ15名中14名が「登録特定行為従事者」としての認定と従事者としての登録を行える予定である。

最期まで住み慣れた場所、馴染みの関係でその人の事を充分知り得ている者が支援をし、人としての尊厳を大切にされ、その人が生きてきた背景、生きてきた人との関係などを大切にしながらそのときを迎えることができるようになった。

介護職員の多くがこの「登録特定行為従事者」として修了したことを通し、単なる喀痰吸引・経管栄養等の医療的ケアとしての技術や知識を学ぶ機会となっただけでなく、より良いケアを深めていきたいというモチベーションの向上、快適で楽に過ごせる体位を科学的に学ぼうとするきっかけとなったり、そのことが契機となり技術に対する自信と責任も出てきている。

また、ご入居者へのケア拡大に伴いより信頼関係を深め、相互理解を深める機会となっていること。安心して暮らす場所やケアが確保され、家族にとっても精神的に安心できる要因ともなっている。

多職種協働の主な職種である看護職員は、積極的治療を目的としない在宅（介護付有料老人ホーム）でできる限りの緩和的治療（皮下点滴注射等々）をしながらの暮らしの支援もより充実して取り組めるようになってきている。

【考察】

会社としても日々ご入居者を支える「介護職員を法的根拠から守ることへの責任」「ご入居者への責任」を果たす事ができる体制が整った。

この取り組みを通し、介護職員のスキルアップは基より、専門職としてのモチベーションアップを図ることへ繋がり、相乗効果でご入居者様へのサービス向上と共に、この仕事の根幹の部分である「尊厳」を大切にしたい支援の具現化となっている。

【結論】

しかしまだ、始まったばかりである特定施設（介護付有料老人ホーム）での2号研修を終えての登録が初という、先陣をきった事業所として誇りを持ち今後もより一層、医療的ケアを含め暮らしを尊重するサービスへの取り組みを日々研鑽していきたいと思う。

介護職員も誇り高く科学的根拠を用いた専門職として認知されることを願って止まない。